

  


婚活イベントの開催を支援します！！

## 最上町出会いづくり応援事業補助金制度

最上町では令和5年度から少子化対策の取組みの一つとして、町内の独身者の結婚に向けた支援を行うため、町内で婚活支援事業や出会いイベント等を実施する方に、その経費を補助します。

### 1. 補助の対象となる方

最上町内に住所または活動場所を有する法人及び任意団体並びに個人を対象とします。ただし、次に掲げる方を除きます。

- ・同一年度中に当該補助金の交付決定を受け、事業が完了していない方
- ・暴力団等や暴力団等の利益につながる活動を行う者、その他公益を害する行動を行う方
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする方
- ・町税等の滞納をしていない方

### 2. 補助対象となる事業の要件

- ・婚活パーティー、体験活動等の男女の出会いの場となるイベント、又は結婚力を高めるための研修、セミナー等であること。
- ・参加者は6名以上であること。
- ・参加者は18歳以上で、概ね半数以上は最上町内に居住している、若しくは勤務する者とする。なお、同一企業からの参加者だけを対象とする事業は、補助の対象とはならない。
- ・男女の出会いの場を提供するイベント又は交流会の場合は、参加者が男女同数となることを目標に募集すること。
- ・町内の施設等において開催されること。

※他の補助金等の交付を受ける事業等対象外となる場合がありますので、事前に担当までご連絡ください。

### 3. 補助金の額

予算の範囲内で補助対象経費の10分の10以内又は5万円のいずれか低い方の額とします。

※百円未満の端数は切り捨てるものとします。



#### 4. 対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

補助対象経費	内容
報酬	企画・運営に係る活動費(1,000 円/人・時間)
報償費	講師等謝金
旅費	講師等旅費
会議費	会議に伴うお茶代等
消耗品費	事業に使用する消耗品代(景品及び記念品を除く。)
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷製本費
参加費	出会いイベント等の参加費、飲食費または食糧等の購入費用(補助事業者及び参加者に対して、1人あたり3,000円を上限とする。)
通信運搬費	郵送料等
手数料	振込手数料等
保険料	事業開催に係る活動保険料
使用料及び賃借料	会場・資材等の借上料等
その他	町長が必要と認める経費

#### 5. 申請の方法

次の書類を総務企画課まちづくり推進室まで提出ください。(下記申請書は町ホームページよりダウンロードが可能です。)

- ・申請書(別記様式第1号)
- ・事業計画書(別記様式第2号)
- ・収支予算書(別記様式第3号)
- ・その他町長が必要と認める書類

※申請いただいてから町で審査のうえ交付決定を行いますので、事業実施より期日に余裕を持って(事業実施の最低1か月前まで)申請ください。

#### 6. 申請から交付までのながれ

	申請者	町
①	交付申請	
②		交付決定
③	事業実施	
④	実績報告・請求	
⑤		交付確定・交付



#### 問い合わせ先

最上町役場 総務企画課 まちづくり推進室 0233-43-2261(内線:262)

町ホームページ : <https://town.mogami.lg.jp>

※このチラシは新着情報に掲載しております。

申請書をダウンロードされる方は 各課の業務・公開資料

→ 申請書ダウンロード → まちづくり推進室 へお進みください。